

○えびの市立病院事業薬剤師奨学金返還支援助成金交付要綱

(平成 31 年 3 月 29 日えびの市告示第 69 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、えびの市立病院（以下「市立病院」という。）において、採用困難職種である薬剤師の確保を図るため、薬剤師業務に従事する職員が借り入れた奨学金の返還を支援するための助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする奨学金)

第 2 条 助成金の対象とする奨学金（以下「助成対象奨学金」という。）は、大学在学中に貸与を受けたもののうち、独立行政法人日本学生支援機構等の貸与型奨学金のほか、市長が認める奨学金とする。

(助成金交付対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) この告示の施行日以降に、市立病院に常勤の薬剤師として採用され、薬剤業務に従事する者
- (2) 助成対象奨学金の返還義務を有する者
- (3) 助成対象奨学金の返還を滞納していない者（ただし、特別な事情を有すると市長が認める者は除く。）

(助成金の交付額)

第 4 条 1 月当たりの助成金の交付額は、利子を含む 1 月当たりに返還される奨学金の額から 1,000 円未満を切り捨てた額とし、5 万円を上限とする。

2 半年賦の場合は、利子を含む 1 回当たりに返還される奨学金の額から 1,000 円未満を切り捨てた額とし、30 万円を上限とする。

3 助成対象奨学金を一括償還した場合の助成金の交付額は、利子を含む 1 回当たりに返還される奨学金の額から 1,000 円未満を切り捨てた額とし、1 年度当たり 60 万円を上限として、複数年度に分けて交付する。

4 助成金の交付額は、総額 360 万円を限度とする。

5 助成対象奨学金が複数ある場合は、当該奨学金のそれぞれの返還すべき月額等を勘案した額を交付額とすることができる。

(助成対象期間)

第 5 条 助成金を交付する期間（以下「助成対象期間」という。）は、初めて助成金の交付を受ける月から、助成対象奨学金の返還が終了する月又は助成金の交付総額が 360 万円に達する月のいずれか早い月までとする。

(交付申請手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、採用された日以降速やかに、えびの市立病院事業奨学金返還支援助成金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 助成対象奨学金の貸与を証する書類
  - (2) 助成対象奨学金の返還金額等を確認できる書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、申請者の助成金交付の可否及び助成金の額を決定しなければならない。

2 助成金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行い、えびの市立病院事業奨学金返還支援助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(交付決定の変更等)

第8条 交付決定を受けた申請者（以下「助成金受給者」という。）は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、えびの市立病院事業奨学金返還支援助成金変更交付申請書（別記様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請について変更交付決定をしたときは、その旨をえびの市立病院事業奨学金返還支援助成金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により前項の助成金受給者に通知しなければならない。

(助成金の停止等)

第9条 助成金受給者が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務に起因する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に該当する場合及び公務上の負傷若しくは疾病、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病又は承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、助成金を交付することができない。この場合において、当該月数に応じた助成金に相当する額は、交付決定額から減額するものとする。

[地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号][地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項]

2 助成金受給者が、退職その他の理由により市立病院の常勤薬剤師としての身分を失った場合においては、当該身分が消滅した日の属する月の前月（当該消滅日が月の末日の場合は、その月）までの交付とする。

3 助成金受給者は、助成金の交付決定を受けた後において、前2項に規定する助成金停止等の事由に該当するときは、えびの市立病院事業奨学金返還支援助成金交付停止（中止）届出書（別記様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、これを審査し、その旨をえびの市立病

院事業奨学金返還支援助成金交付停止（中止）決定通知書（別記様式第 6 号）により、前項の届出をした者に通知しなければならない。

（助成金の請求）

第 10 条 助成金受給者は、速やかにえびの市立病院事業薬剤師奨学金返還支援助成金交付請求書（別記様式第 7 号）に、奨学金の返還が確認できる納付書等の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支払方法）

第 11 条 市長は、前条の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から 15 日以内に助成金を交付するものとする。

（返還状況の報告等）

第 12 条 助成金受給者は、助成対象奨学金の返還状況等について、市長から報告の要請があったときは、市長が指定する関係書類等を速やかに提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、助成金受給者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示に基づく規定に違反したとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに関しすでに助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 第 1 項に該当する助成金受給者が、前項の規定により返還すべき助成金が発生した場合は、市長が発行する納付書により速やかに返還しなければならない。

（委任）

第 14 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。